

## 松江市成年後見制度利用支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、成年後見制度に係る市長が行う審判の請求手続等に関する要綱（平成17年松江市告示第119号）の規定に基づき、市長が行う後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）開始の審判の申立て又は民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条及び第15条の規定に基づく後見等開始の審判の申立てにより、家庭裁判所が成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）を選任した後に後見人等の報酬の全部又は一部を助成することにより、後見人等が適切な身上監護、財産管理を行い、被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「被後見人等」という。）の生活を守ることができるよう支援することを目的とする。なお、市の交付する松江市成年後見制度利用支援事業助成金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (助成の対象)

第2条 後見人等の報酬助成（以下「助成」という。）の対象者は、市内に住所を有し、家庭裁判所により後見人等が選任された者で、次の各号のいずれかに該当するもの（松江市に転入した者で、転入前の住所地において家庭裁判所により後見人等が選任された者を含む。以下「対象者」という。）とする。

- (1) 生活保護受給者
  - (2) 資産、収入等の状況から、前号に準じると認められる者
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 前項の規定による住所要件にかかわらず、住所地特例者（松江市以外の市町村に所在している特定の施設に入所又は入居をし、当該施設を住所地とした者であって、特例により松江市に住所を有するとみなされるものをいう。）は、助成の対象とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後見人等が親族である場合は、助成の対象としない。

### (助成額)

第3条 助成額の上限は、対象者が居宅において生活している場合にあつては月額28,000円、医療機関、介護保険施設等に入院又は入所している場合にあつては、月額18,000円とする。ただし、家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第1第13項に規定する報酬付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）により家庭裁判所が決定した報酬額（対象者が死亡した場合は、対象者の遺留財産から報酬額に充てることができる金額を除いた額）がこれらの額を下回る場合には、当該報酬額とする。

(申請)

第4条 助成を申請することができる者は、対象者又は後見人等（保佐人及び補助人にあっては代理権を付与された者に限る。）とする。

2 対象者が死亡した場合において、当該対象者に係る助成が未申請であるときは、対象者の後見人等であった者（報酬付与の審判により報酬を付与するとされた者に限る。）は、当該助成を申請することができる。

3 報酬付与の審判により家庭裁判所が報酬額を決定し、申請者が助成を受けようとするときは、補助金等交付申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

4 前項の申請書の提出は、規則第4条第3項の規定にかかわらず、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定のあった日以降に、当該決定のあった日の翌日から起算して1年以内を期限として行わなければならない。

5 申請者は、第3項に規定する申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 助成期間中の収入の判明する書類

(2) 助成期間中の必要経費の判明する書類

(3) 財産目録等の写し等の資産状況の判明する書類

(4) 報酬付与の審判決定書の写し

(5) 後見人等又は後見人等であった者が助成を申請する場合には、登記事項証明書の写し

(6) 対象者が死亡した場合に後見人等であった者が助成を申請する場合には、対象者が死亡したことを証明する書類

(7) 対象者が申請を行う場合であって、保佐人又は補助人の同意を要するときは、保佐人又は補助人の同意書(様式第1号の2)

(8) 状況等報告書(様式第1号の3)

(9) その他市長が必要と認めた書類

6 第3項に規定する申請書の提出があったときは、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、補助金等交付申請書、添付書類及び当該申請に係る対象者の資産状況等の実態を調査し、助成の可否を決定する。

2 市長は、助成の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに補助金等交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第6条 規則第11条の規定による着手届及び完了届は、これを省略するものとする。

(助成の支払い)

第7条 第5条第1項の規定により助成の決定を受けた申請者は、当該助成を請求することができる。

2 助成の支払いは、前項の請求に対し、対象者名義の口座への口座振替によって行う。ただし、対象者が死亡した場合には、当該申請を行った後見人等であった者への口座振替によって行う。

3 対象者が申請を行う場合であって、保佐人又は補助人の同意を要するときは、規則第14条第2項に規定する請求書に、保佐人又は補助人の同意書(様式第3号)を添付しなければならない。

(申請者の責務)

第8条 第5条に規定する助成の決定を受けた申請者は、対象者の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

2 第5条に規定する助成の決定を受けた申請者は、申請書及び添付書類に記載する内容に変更がある場合、市長に変更内容を報告するものとする。

(助成の中止及び返還)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成を受けたときは、第7条の規定により支払った助成の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 市長は、第2条に規定する要件を満たさなくなったときは、助成を中止するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町及び八束町の市町村長が申立てを行ったものは、手続き要綱によりなされたものとみなす。

附 則 (平成24年3月29日松江市告示第114号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月21日松江市告示第405号)

この告示は、平成30年9月24日から施行する。

附 則（令和4年3月31日松江市告示第188号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日松江市告示第147号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。